

令和2年6月26日（金）

令和2年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第1回）

【書面表決】

議 案 書

【発 送 日】 令和2年6月26日（金）

【返送期限】 令和2年7月10日（金）

目次

| | |
|--------------------------------|--------|
| 会議次第 | - 1 - |
| 委員名簿 | - 2 - |
| 報告第 1 号..... | - 3 - |
| 報告第 2 号..... | - 4 - |
| 議案第 1 号..... | - 5 - |
| 議案第 2 号..... | - 6 - |
| 議案第 3 号..... | - 8 - |
| 議案第 4 号..... | - 9 - |
| 議案第 5 号..... | - 10 - |
| 議案第 6 号..... | - 11 - |
| 【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約..... | - 12 - |

会議次第

1. 報 告

i. 報告第1号

▼協議会に係る各種規程の制定について

- ・資料1および資料2のとおり

ii. 報告第2号

▼紀の川コミュニティバスの減便およびダイヤ改正について

- ・資料3のとおり

2. 議 事

i. 議案第1号

▼令和元年度事業報告について

- ・資料4のとおり

ii. 議案第2号

▼令和元年度会計歳入歳出決算について

iii. 議案第3号

▼地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の方針の変更について

iv. 議案第4号

▼令和2年度事業計画（案）について

- ・資料5および資料6のとおり

v. 議案第5号

▼令和2年度会計歳入歳出予算（案）について

vi. 議案第6号

▼協議会に係る各種規程の制定について

- ・資料7および資料8のとおり

委員名簿

| 規約第4条に基づく位置付け | 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|--|--------------------------|---------------|--------|------|
| (1)紀の川市の指名する者 | 紀の川市 | 副市長 | 林 信良 | 会長 |
| | 紀の川市福祉部 | 部長 | 橋本 好秀 | |
| | 紀の川市農林商工部 | 部長 | 釜坂 佳典 | |
| | 紀の川市建設部 | 部長 | 湯川 晃司 | |
| (2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者 | 和歌山バス那賀株式会社 | 取締役社長 | 久保 洋介 | |
| | 有田交通株式会社 | 代表取締役 | 岩橋 正典 | |
| | 株式会社有交紀北 | 代表取締役 | 西脇 正宜 | |
| | 公益社団法人 和歌山県バス協会 | 専務理事 | 森下 清司 | |
| | 一般社団法人 和歌山県タクシー協会 | 会長 | 川村 昌彦 | |
| | 和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会 | バス部会長 | 坂前 吉信 | |
| | 西日本旅客鉄道株式会社 | 執行役員和歌山支社長 | 富本 直樹 | |
| 和歌山電鐵株式会社 | 代表取締役専務 | 磯野 省吾 | | |
| (3)住民又は利用者の代表 | 打田地区区長会 | 会長 | 信定 佳宏 | |
| | 粉河地区区長会 | 会長 | 小谷 多加子 | |
| | 那賀地区区長会 | 会長 | 玉西 秀義 | |
| | 桃山地区区長会 | 会長 | 根来 信之 | |
| | 貴志川地区区長会 | 会長 | 梅本 秀夫 | |
| | 紀の川市身体障害者連盟 | 会長 | 川嶋 至 | |
| (4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者 | 和歌山運輸支局 | 首席運輸企画 専門官 | 原田 晋司 | |
| | 和歌山運輸支局 | 首席運輸企画 専門官 | 黒坂 直樹 | |
| (5)岩出警察署長又はその指名する者 | 和歌山県警岩出署 | 署長 | 植松 勝己 | |
| (6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者 | 近畿大学生物理工学部 | 講師 | 山田 崇史 | 副会長 |
| | 和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所 | 所長 | 大田 隆英 | |
| | 和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課 | 課長 | 中嶋 宏 | 監査委員 |
| | 那賀振興局建設部 | 副部長 | 井上 浩幸 | |
| | 岩出市総務部総務課 | 課長 | 木村 清隆 | 監査委員 |

報告第1号

協議会に係る各種規程の制定について

■紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約第12条第2項および第16条の規定に基づき、以下のとおり協議会に係る各種規程を制定したので報告する。

- i. 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
旅客自動車運送事業者部会設置規程 . . . 資料1

- ii. 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会財務規程 . . . 資料2

令和2年6月26日提出

報告第2号

紀の川コミュニティバスの減便およびダイヤ改正について

- 岩出市と共同運行している「紀の川コミュニティバス」への国庫補助および県補助が、本年9月をもって打ち切りとなることに伴い、運行の効率化を図る目的で減便およびダイヤ改正を行うので報告する。

資料3のとおり

令和2年6月26日提出

議案第1号

令和元年度事業報告について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会事業について報告するとともに、結果について承認を求める。

資料4のとおり

令和2年6月26日提出

議案第 2 号

令和元年度会計歳入歳出決算について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、次のとおり承認を求める。

自：平成 31 年 4 月 1 日

至：令和 2 年 3 月 31 日

(単位：円)

【歳入の部】

| 科目 | 予 算 額 | | 歳入済額 | 説 明 |
|-----|-------|-------|-------|--------|
| | 当初 | 現額 | | |
| 負担金 | 0 | 0 | 0 | |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 | |
| 繰越金 | 1,000 | 1,000 | 1,102 | 前年度繰越金 |
| 雑収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 1,000 | 1,000 | 1,102 | |

【歳出の部】

(単位：円)

| 科目 | 予 算 額 | | | 歳出済額 | 説 明 |
|-----|-------|-----|-------|------|-----|
| | 当初 | 流充当 | 現額 | | |
| 会議費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事務費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 予備費 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | |
| 計 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | |

歳入済額 歳出済額 差引残額

1,102 円 0 円 = 1,102 円

差引残額 1,102 円は、次年度へ繰り越すこととする。

令和 2 年 6 月 26 日提出


令和元年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会計歳入歳出決算監査報告書

令和元年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。


令和2年 6月26日

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会長 紀の川市副市長 林 信良 様

監査委員

木村 清隆 

監査委員

中嶋 宏 

議案第 3 号

地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の方針の変更について

- 令和元年度第 4 回協議会において承認された「ダイヤおよび路線改正の方針」について、次のとおり変更することの承認を求める。

| 新旧対照表 | |
|---|--|
| 変更前 | 変更後 |
| 令和 2 年 10 月 1 日を改正予定日とし、2 年間の試行運転期間を設け、その後、半年から 1 年半の検討期間を踏まえ、運行の見直しを図る。 | 令和 3 年 10 月 1 日を改正予定日とし、2 年間の試行運転期間を設け、その後、半年から 1 年半の検討期間を踏まえ、運行の見直しを図る。 |
| (変更理由など) 新型コロナウイルスの影響により、改正後の利用促進が円滑に行えない可能性があるため、ダイヤおよび路線の改正時期を 1 年延期したい。 | |

令和 2 年 6 月 2 6 日提出

議案第4号

令和2年度事業計画（案）について

■国庫補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく事業の実施について、次のとおり承認を求める。

- i. 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について . . . 資料5
- ii. 地域公共交通調査事業（計画推進事業）の実施について . . . 資料6

令和2年6月26日提出

議案第5号

令和2年度会計歳入歳出予算（案）について

■令和2年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出予算（案）
について、承認を求める。

自：令和2年 4月 1日

至：令和3年 3月31日

（単位：千円）

【歳入の部】

| 款 | 項 | 目 | 予 算 額 | | 比較 | 説 明 |
|-----|-----|-----|-------|-----|-------|---------|
| | | | 本年度 | 前年度 | | |
| 負担金 | 負担金 | 負担金 | 4,635 | 0 | 4,635 | 紀の川市負担金 |
| 補助金 | 補助金 | 補助金 | 1,163 | 0 | 1,163 | 国庫補助金 |
| 繰越金 | 繰越金 | 繰越金 | 1 | 1 | 0 | 前年度繰越金 |
| 諸収入 | 諸収入 | 雑入 | 0 | 0 | 0 | 預金利息 |
| 計 | | | 5,799 | 1 | 5,798 | |

【歳出の部】

（単位：千円）

| 款 | 項 | 目 | 予 算 額 | | 比較 | 説 明 |
|-----|-----|-----|-------|-----|-------|---------------|
| | | | 本年度 | 前年度 | | |
| 運営費 | 会議費 | 会議費 | 0 | 0 | 0 | |
| | 事務費 | 事務費 | 0 | 0 | 0 | |
| 事業費 | 事業費 | 事業費 | 5,798 | 0 | 5,798 | 地域公共交通調査事業の実施 |
| 予備費 | 予備費 | 予備費 | 1 | 1 | 0 | |
| 計 | | | 5,799 | 1 | 5,798 | |

令和2年6月26日提出

議案第 6 号

協議会に係る各種規程の制定について

■紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条の規定に基づき、以下のとおり協議会に係る各種規程を制定することについて、承認を求める。

- i. 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会公印規程 . . . 資料 7
- ii. 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会議傍聴規程 . . . 資料 8

令和 2 年 6 月 26 日提出

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部地域創生課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。